

環境パートナーシップやまなし会則

(名 称)

第1条 この会は、環境パートナーシップやまなし（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、快適な生活環境の創造と豊かな自然環境の保全を推進し、「さわやか・やまなし」を実現するための自発的な活動の推進母体として、広く県民の総意を集め、環境保全活動にかかる個人、団体、企業のネットワークづくり及び地域に根ざした活動団体の育成を図り、継続的かつ着実な環境保全活動の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、県民の参加・協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する活動情報の交換
- (2) 環境に関する情報の収集・提供
- (3) 環境に関する講演会・研修会等の開催
- (4) 環境保全活動の推進
- (5) 環境保全活動団体の育成・支援
- (6) やまなしクリーンキャンペーン等県との協働事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、次の者をもって構成する。

- (1) 本会の趣旨に賛同する個人、団体及び企業で構成する会員
- (2) 地域単位で設置するパートナーシップ会議を代表する者
- (3) 行政機関

(機 関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 企画委員会

(総 会)

第6条 総会は年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改正

- (4) 会長、副会長及び監事の選任
 - (5) 企画委員の選任
 - (6) その他総会が必要と認めた事項
- 2 総会は、会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長の職にあるものがあたる。

(議 決)

第7条 総会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(役員会)

第8条 役員会は、企画委員会での審議事項及び実施事項等について審議し、総会に諮る。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長の職にあるものがあたる。

(企画委員会)

第9条 企画委員会は、総会の議決による具体的な事項を企画・実施するとともに、次年度の事業計画を企画する。

- 2 第4条の地域単位で設置するパートナーシップ会議を代表する者及び行政機関は企画委員会に出席し、意見を述べるができる。
- 3 企画委員会には、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 企画委員会代表者 若干名 (企画委員長及び各専門部会長)
- (4) 監 事 2名

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順序に従いその職務を代行する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選任)

第12条 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

- 2 企画委員会代表者は、企画委員の互選により選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、次の総会で選任する。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、役員会の承認をへて顧問を委嘱することができる。
- 3 顧問は、本会の運営に関する事項について、会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 第 13 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

(企画委員)

第 15 条 企画委員は、総会において選任する。

- 2 企画委員は、20 名以内とする。
- 3 企画委員の任期については、前条の規定を準用する。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当分の間、山梨県環境・エネルギー課内に置く。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 18 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 19 条 会費の年額は、次のとおりとする。

会 員	会 費
個 人	500 円
団体・企業	5,000 円

- 2 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(会則の改正)

第 20 条 この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって改正することができる。

(細則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 9 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 連絡会議の設立当初の役員任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。

3 連絡会議の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立日から平成10年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成16年6月5日から施行する。

この会則は、平成20年6月5日から施行する。

この会則は、平成25年6月8日から施行する。

この会則は、平成27年6月7日から施行する。

この会則は、令和2年4月1日から施行する。